

廃棄物自主管理の手引き

—令和5年度の結果と令和6年度に向けて—

神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市

令和6年4月

はじめに

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

こうした中、神奈川県と横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市（廃棄物処理法の政令市）は協働して、事業者による廃棄物の発生抑制、再生利用等の自主的な取組を促進するため、平成8年度から「廃棄物自主管理事業」を実施してきました。

平成13年度には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には「産業廃棄物処理計画」の作成等が義務付けられました。また、平成22年度の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正では、産業廃棄物の排出量が高水準で推移している現状を踏まえ、多量排出事業者には義務付けられた「産業廃棄物処理計画」の作成等に係る制度の充実が図られました。県及び政令市では、その都度事業内容の見直しを行い、引き続き廃棄物自主管理事業を進めています。

この廃棄物自主管理事業では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、多量排出事業者には義務付けられた産業廃棄物処理計画書の作成と実施状況の報告に加えて、県内の全ての事業者に参加を呼び掛け、廃棄物の発生抑制や再生利用等に向けた取組項目について、自己評価していただき、そこで得られたデータを県内全体で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較、さらには参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組を支援しているものです。

事業者の皆様におかれましては、この廃棄物自主管理事業への参加により、廃棄物の発生抑制、再生利用等への取組を、これまで以上に進めていただくようお願いいたします。

この手引きが、事業者の皆様が行う廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理に向けた取組はもとより、同業他社や異業種間の交流・連携を進める一助となれば幸いです。

令和6年4月

神奈川県廃棄物自主管理調整会議

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課担当課長
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課長
相模原市環境経済局廃棄物指導課長
横須賀市環境部廃棄物対策課長

目 次

第1章 廃棄物自主管理事業について

1	事業の概要	1
2	対象事業者	1
3	提出書類作成の手順	2
4	提出書類	3
5	注意事項	6
6	提出期限	8
7	提出先	9
8	提出方法	9
9	「データ反映・印刷ツール」便利な機能（様式間反映）	10
10	令和6年度様式及び記載例と記載内容の説明	11
	(1) 様式 1 廃棄物自主管理計画（状況）報告書について	11
	○内容	11
	○記載例	12
	(2) 様式 3 （ 5 ）産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書について	27
	○記載例	27
	○記載内容の留意事項	35
	(3) 様式 2 （ 4 ）産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書について	37
	○記載例	37
	○記載内容の留意事項	53
11	参考資料	58
	参考資料1 フィードバック個票	58
	参考資料2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	61
	参考資料3 業種限定の産業廃棄物	62
	参考資料4 汚泥の発生量の把握時点	63
12	よくある誤り	64
第2章 廃棄物自主管理に関するQ&A		69
第3章 廃棄物自主管理に係る取組事例		83
第4章 廃棄物自主管理計画（状況）報告書及び処理計画等の集計結果		92
1	取組状況データの集計・分析	93
2	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書等に関する集計結果	133

第1章 廃棄物自主管理事業について

1 事業の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）では、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が50トン）以上である事業場を設置している事業者（以下「法定多量排出事業者」といいます。）に、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」といいます。）及び処理計画に対する実施状況の報告（以下「実施状況報告」といいます。）の作成が義務付けられています。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市では、より多くの事業者の皆様へ、環境に配慮した事業活動を行っていただけるよう**廃棄物自主管理事業**を協働して進めています。

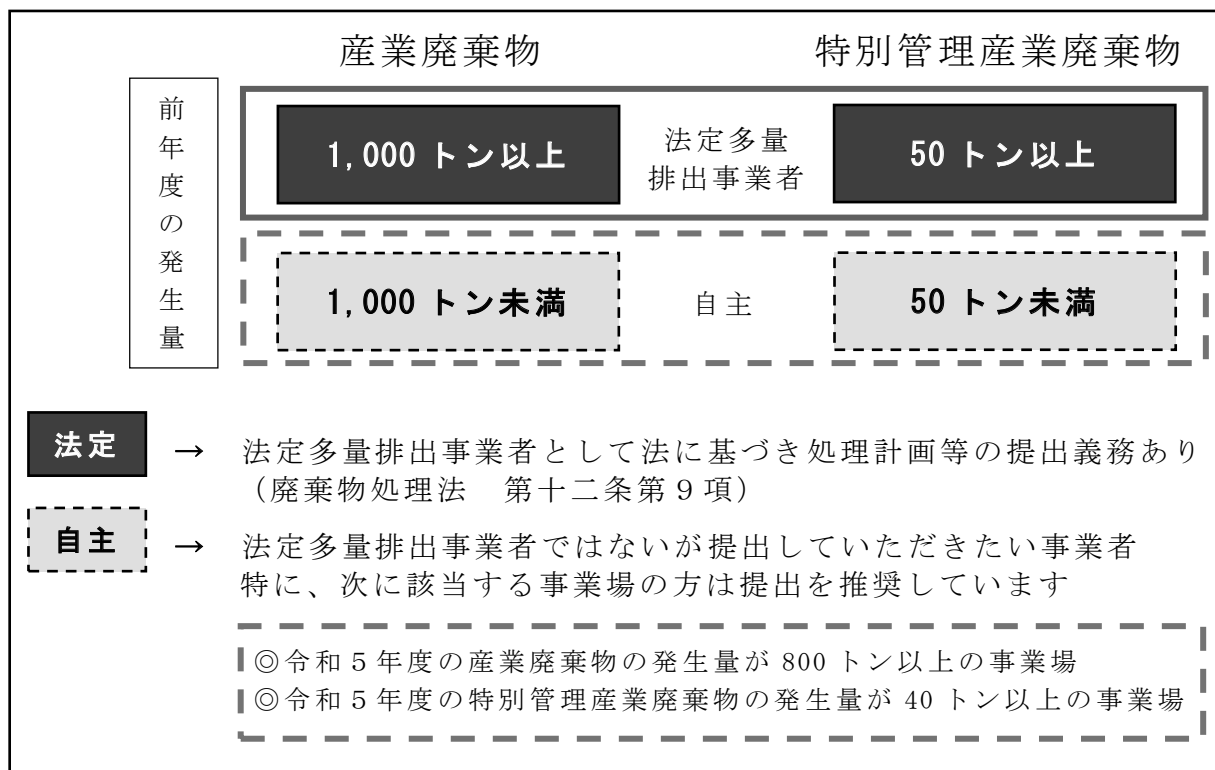
廃棄物自主管理事業は、法定多量排出事業者と同様の処理計画及び実施状況報告を作成いただくことにより、法定多量排出事業者以外の事業者の方にも参加をお願いしている事業です。また、作成書類については、廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理の推進を意図した本事業独自の様式をご用意しています。

提出いただいたデータは、県内全体で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較、さらには参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組を支援していきます。

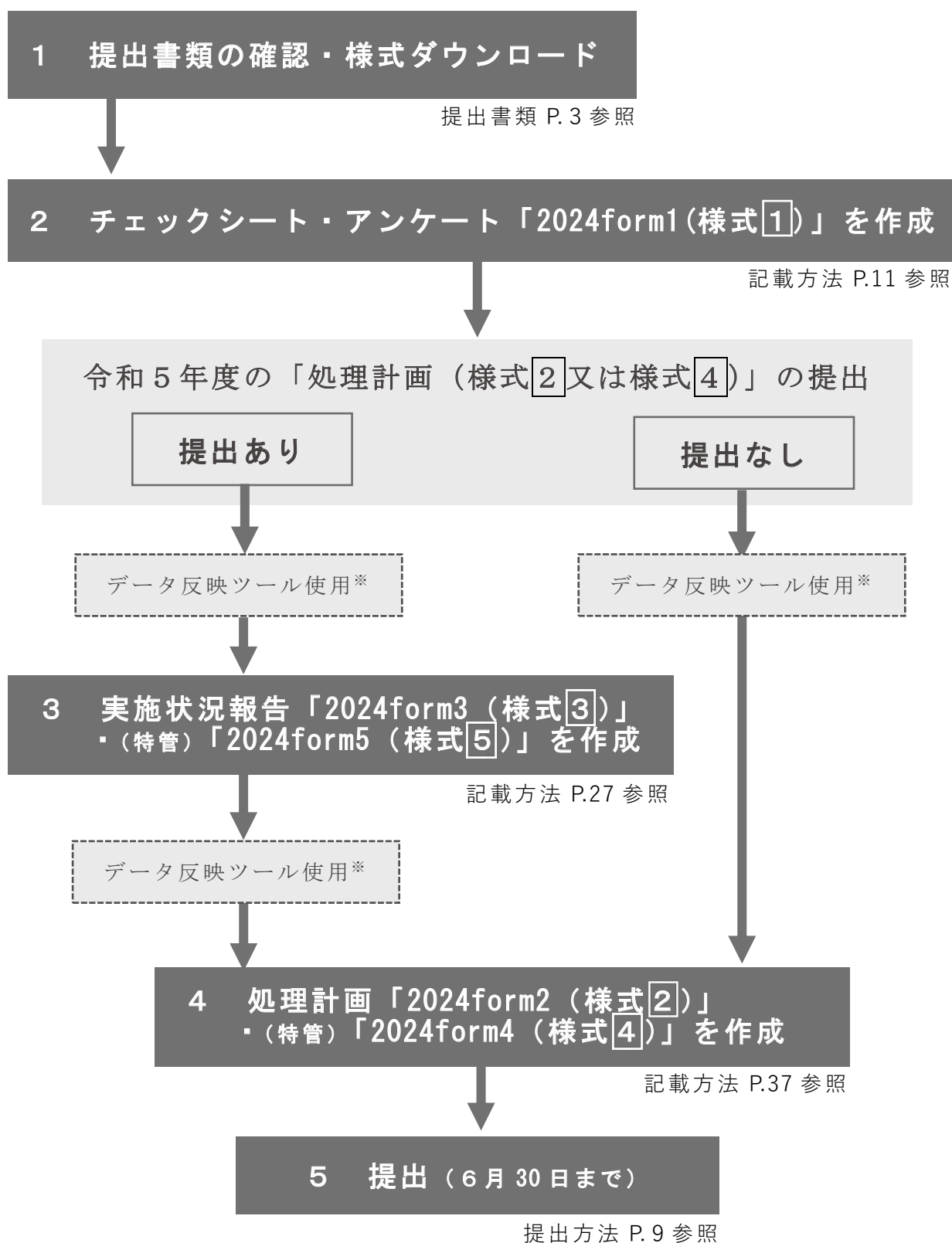
2 対象事業者

廃棄物自主管理事業で対象としている事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を県内に設置しているすべての事業者です。

法では、一定量以上の廃棄物を排出している事業者に対し提出義務を課しているところですが、神奈川県では法の対象事業者以外の事業者に対しても提出を呼びかけています。



3 提出書類作成の手順



※ 各段階での具体的な反映方法は P.10 参照

4 提出書類

提出にあたっては、次の様式（法定・自主共通）を用いてください。

様式一覧

	様式名称	法的根拠等	記載例
1	2024form1.xlsx 様式 1 廃棄物自主管理計画(状況)報告書 (チェックシート・アンケート)	—	P. 12 ～22
1-2	2024form1_2.xlsx 法定事項等の確認項目 【提出不要】	—	P. 24 ～26
2	2024form2.xlsx 様式 2 産業廃棄物処理計画書 様式 2-1 同 別紙一括表 様式 2-2 同 別紙処理フロー	産業廃棄物処理計画 関連 (法第十二条第九 項、規則第八条の四 の五)	P. 37 ～44
3	2024form3.xlsx 様式 3 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 様式 3-1 同 別紙一括表 様式 3-2 同 別紙処理フロー	産業廃棄物処理計画 実施状況報告関連 (法第十二条第十 項、規則第八条の四 の六)	P. 27 ～30
4	2024form4.xlsx 様式 4 特別管理産業廃棄物処理計画書 様式 4-1 同 別紙一括表 様式 4-2 同 別紙処理フロー	特別管理産業廃棄物 処理計画関連 (法第十二条の二第 十項、規則第八条の 十七の二)	P. 45 ～52
5	2024form5.xlsx 様式 5 特別管理産業廃棄物処理計画 実施状況報告書 様式 5-1 同 別紙一括表 様式 5-2 同 別紙処理フロー	特別管理産業廃棄物 処理計画実施状況報 告関連 (法第十二条の二第 十一項、規則第八条 の一七の三)	P. 31 ～34
6	2024form6.xlsx データ反映・印刷ツール 【提出不要】	—	—

神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」から様式をダウンロードしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



<注意>

「データ反映ツール」を使用する場合、ダウンロードした様式 1 から 5（「2024form1.xlsx」から「2024form5.xlsx」）及びデータ反映・印刷ツール（「2024form6.xlsx」）を同じフォルダ内において作業します。
また、このツールを使用する際は、ファイル名を変更しないでください。
(P. 10 参照)

【提出書類の区分について】

廃棄物の発生量の増減により、提出書類ごとに「法定」「自主」を判別する必要があります。

処理計画については、令和5年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が50トン）以上の場合「法定」、下回る場合「自主」の区分としてください。

実施状況報告については、令和4年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては、発生量が50トン）以上の場合「法定」、下回る場合「自主」の区分としてください。

したがって、「法定」の処理計画を提出した翌年度には、それに対して「法定」の実施状況報告を提出し、「自主」の処理計画を提出した翌年度には、それに対して「自主」の実施状況報告を提出する流れとなります。

令和5年度に提出した 様式 2 処理計画の区分 (令和4年度実績値で判別)	令和5年度の 産業廃棄物 ^{※1} 発生量 (実績値)	令和6年度(当該年度) 提出書類の区分	
		様式 3 実施状況報告	様式 2 処理計画
法定	1,000t以上	法定	法定
	1,000t未満	法定	自主
自主	1,000t以上	自主	法定
	1,000t未満	自主	自主
提出なし	1,000t以上	※2 提出不要	法定
	1,000t未満	※2 提出不要	自主

※1 特別管理産業廃棄物については、次のとおり読み替えてください。

- ・ 発生量（実績値）1,000 t → 50 t
- ・ 様式 2 → 様式 4
- ・ 様式 3 → 様式 5

※2 提出する場合は「自主」となりますが、基本提出は不要です。

【提出書類の区分の判別例】

令和4年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上のため、「処理計画」を作成し令和5年度に提出。区分は「法定」
「実施状況報告」を作成し令和6年度に提出。区分は「法定」

	産業廃棄物 発生量(実績値)	様式 ² 処理計画	様式 ³ 実施状況報告	
令和4年度	1,200t			
令和5年度	500t	法定		
令和6年度	—	自主	法定	当該年度 提出書類
令和7年度	—		自主	

令和5年度の産業廃棄物発生量が1,000t未満のため、法定多量排出事業者とはなりません。廃棄物自主管理事業に参加。
「処理計画」を作成し令和6年度に提出。区分は「自主」
「実施状況報告」を作成し令和7年度に提出。区分は「自主」

<参考：産業廃棄物発生量（実績値）別の「提出書類の区分」>

建設業については、発生場所ごと*に廃棄物の発生量を集計する必要があります。（P.7参照）

○産業廃棄物発生量（実績値）

発生場所 発生(実績)年度	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
令和4年度	1,200t	1,000t	800t	500t	500t
令和5年度	500t	1,000t	500t	500t	1,200t

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、それ以外の市町村については神奈川県

○令和6年度「提出書類の区分」

発生場所 提出様式	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
様式 ² 処理計画	自主	法定	自主	自主	法定
様式 ³ 実施状況報告	法定	法定	自主	自主	自主

5 注意事項

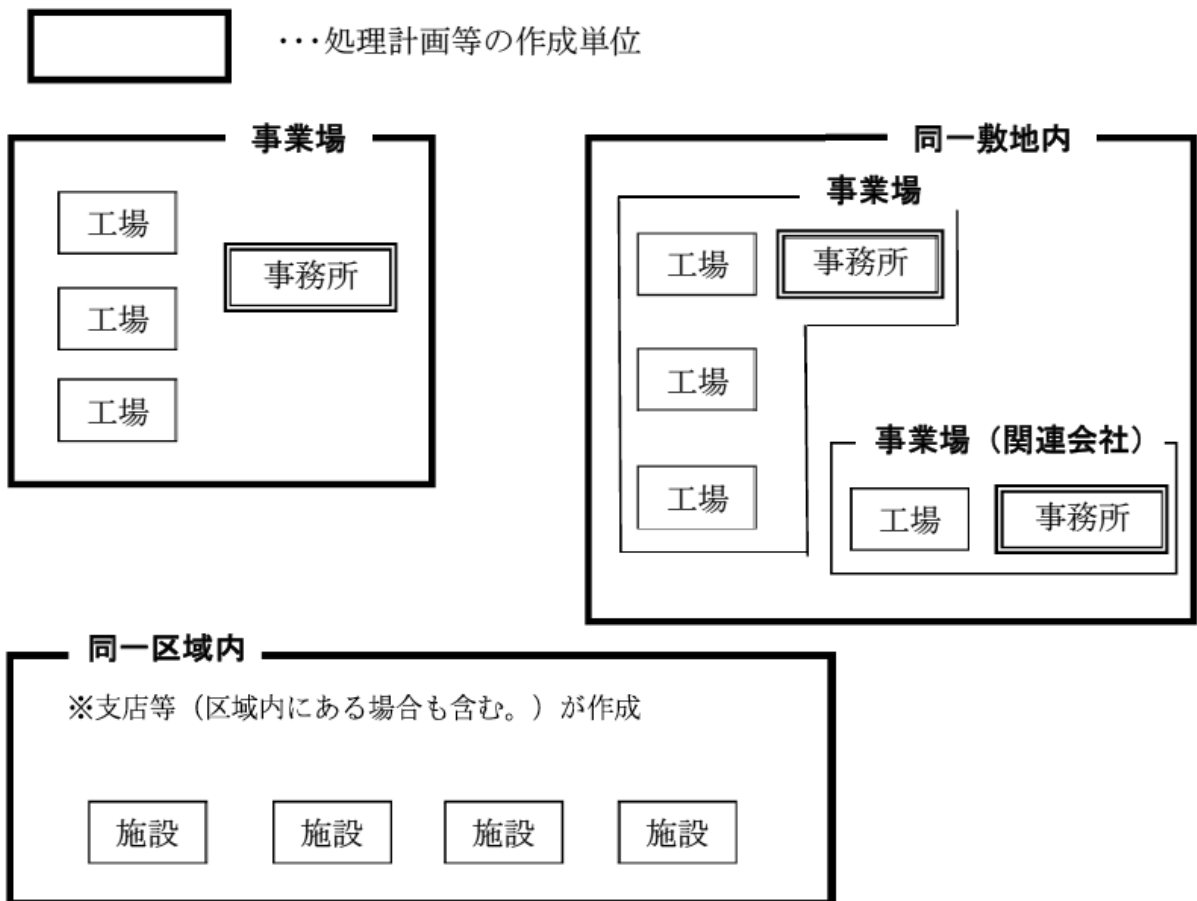
(1) 事業場の考え方と作成単位

【製造業の場合】

事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」といいます。）を作成することを基本とします。法定多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断します。

なお、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができます（あらかじめ所管の行政機関にご相談ください）。

また、事業者が行政区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて法定多量排出事業者に該当するかどうかを判断します。この場合には、処理計画等の作成はそれらの行政区域内の施設を管轄している支店等が行うこととします。



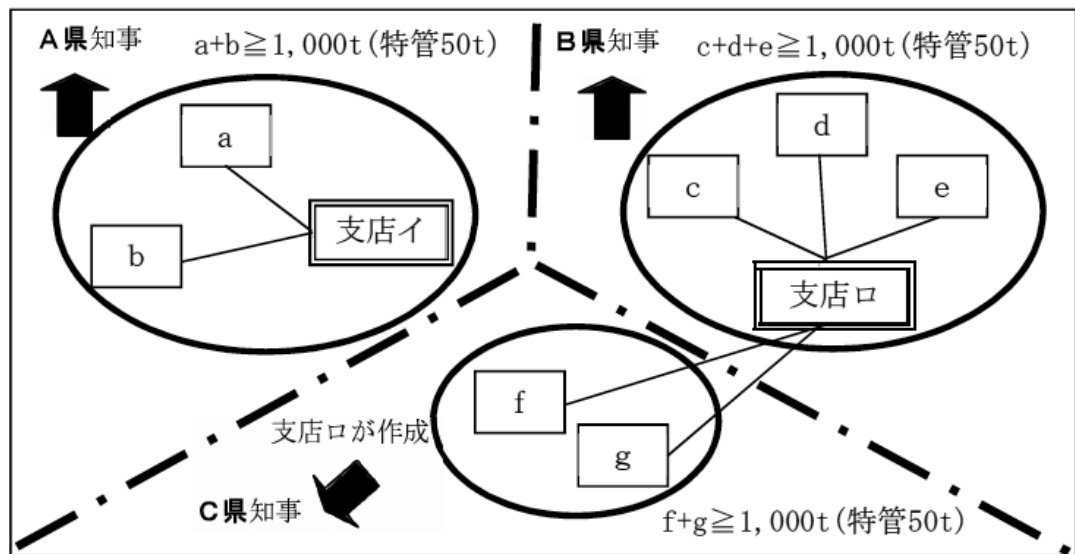
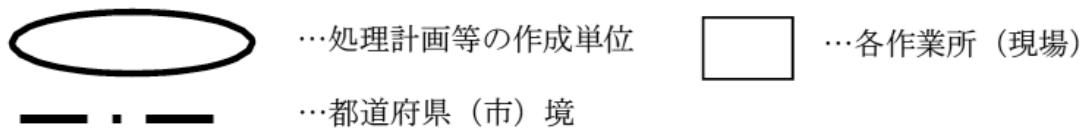
【建設業の場合】

建設業では、作業所（現場）を総括的に管理している本店・支店等が、その管理する行政区域単位ごとに発生量を合計して処理計画等を作成し、それぞれの行政機関に提出してください。

法定多量排出事業者にあたるかどうかの判断は、行政区域内の各作業所（現場）の発生量を合計して判断してください。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

<事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合>



(2) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、その年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとされていますので、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量が一定の基準以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されて存在しないような場合には、前年度の発生量に関わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じないものとみなされます。

一方、県又は政令市の各行政区域内に複数の施設（作業現場）等があり、本店・支店が各行政区域ごとにまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設（作業現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含みませんが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなります。よって、処理計画に記載する目標値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を考慮する必要はありませんが、実績値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を含めてください。

(3) 提出書類の公表について

法定多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況報告については、廃棄物処理法第12条第11項（第12条の2第12項）に基づき、所管の行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）がインターネットにより公表します。

廃棄物自主管理事業の様式では、**2**、**3**、**4**、**5**が公表の対象となります。

提出されたファイル（又は書類）の内容をそのままインターネットにより公表しますので、**個人情報等の記載（特に**2**・**4**の管理体制図）や社印・代表者印の押印はしないでください**（廃棄物自主管理事業で提出する書類は全て、押印は不要です）。

なお、個人情報等の記載や押印がある場合でも、そのまま公表しますのでご注意ください。

6 提出期限

令和6年6月30日まで

※ 罰則について

平成23年4月1日から施行された改正法により、処理計画及び実施状況報告の提出・報告を行わなかった場合や虚偽の提出・報告を行った場合には、20万円以下の過料とする規定が設けられました。

7 提出先

事業場が所在する行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に提出してください。

8 提出方法

次のいずれかにより電子ファイル（以下「Excel ファイル」といいます。）で提出していただくようお願いします。

なお、電子ファイルによる提出が困難である場合には書面による提出も可能です。

(1) 電子申請・届出システムによる提出

次の自治体に提出する場合には、電子申請・届出システムにより提出することができます。以下のホームページから提出してください。

神奈川県	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9479	
横浜市	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/515b8eee-0cfd-4f71-8ea1-9871439b716b/start	
川崎市	https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/01ae119b-6cb4-4d8b-aeef-56de95bf08b7/start	
相模原市	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=953	
横須賀市	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31290	

(2) Excel ファイルを記録したCD又はDVDによる提出

郵送又は持参（所管行政機関の所在地は、裏表紙をご覧ください。）

※ 受理証明等について

CD又はDVDの提出で受理証明が必要な場合は、Excel ファイルで提出した様式の第1面を郵送又は持参していただければ收受印を押印いたします。

なお、郵送の場合は切手を貼った返送用封筒を同封してください。

9 「データ反映・印刷ツール」便利な機能（様式間反映）

※以下の機能は、ダウンロードした様式 **1**～**5**（「2024form1.xlsx」～「2024form5.xlsx」）及びデータ反映・印刷ツール（「2024form6.xlsx」）を同じフォルダ内において作業します。

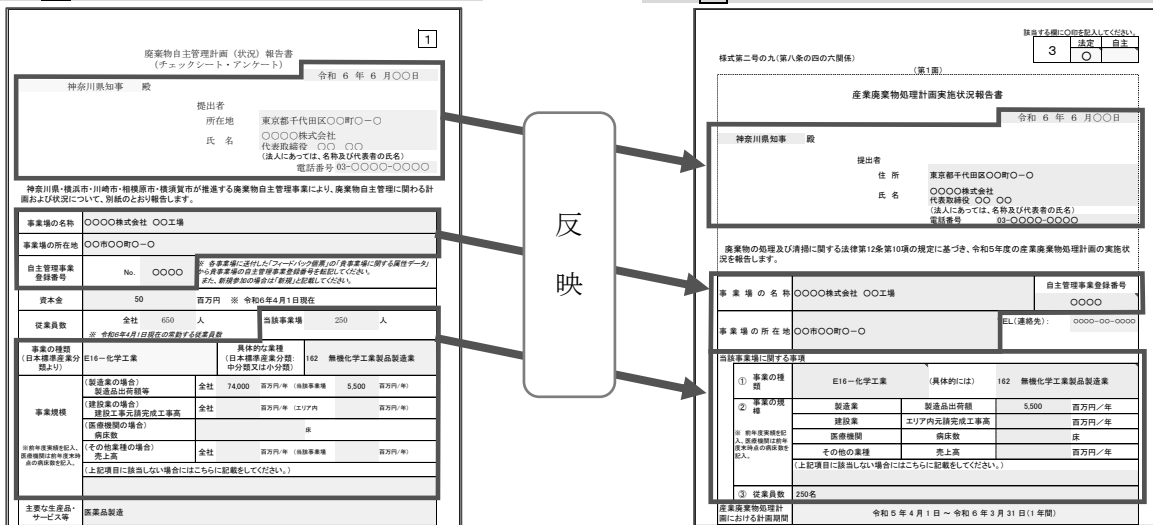
(1) 【事業場情報等の反映】

様式 **1** で入力した事業場情報等（「作成日付」「提出先行政庁」及び提出者の「所在地」「氏名」「電話番号」「事業場の名称」「事業場の所在地」「自主管理事業登録番号」「事業の種類」「事業規模」「従業員数」）が、データ反映・印刷ツールの【他様式の情報の反映】の様式 **2**～**5** の「①（④、⑤又は⑧）事業場情報等の反映（様式 **1**→様式 **2**（～**5**）」をクリックすると、様式 **2**～様式 **5** に反映されます。

また、様式 **2**（又は**4**）の「事業場情報等の反映（様式 **3**（又は**5**）→様式 **2**（又は**4**）」をクリックすると、様式 **3**（又は**5**）に入力した事業場情報等を、様式 **2**（又は**4**）に反映させることもできます。（両方クリックした場合、後にクリックした方が優先されます。）

様式 **1**: 廃棄物自主管理計画(状況)報告書

様式 **3**: 産業廃棄物処理計画書実施状況報告書



(2) 【実績値等の反映】

様式 **2**（又は**4**）と様式 **3**（又は**5**）を合わせて提出する場合には、様式 **3**（又は**5**）で入力した、「TEL（連絡先）」及び「実績値（様式 **3-2**（又は**5-2**）で入力した令和5年度の実績値）」が、様式 **2-2**（又は**4-2**）に反映されます。

様式 **3**: 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

様式 **2**: 産業廃棄物処理計画書



様式 **3**: 別紙処理フロー（3-2）

様式 **2**: 別紙処理フロー（2-2）

注)右上のフローには、令和5年度の実績値を記載してください。下表の中央列には、令和5年度目標値を記載してください。下表の右列には、右上のフローに記載された令和5年度実績値が自動的に計算されます。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値
① 排出量	437.0	368.0 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0	0.0 t
⑩ 全処理委託量	437.0	368.0 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	245.0	278.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	437.0	368.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0 t

反映

項目	令和5年度実績
① 排出量	368.0 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	368.0 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	278.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	368.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t